

令和3年10月31日

「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」
第58回（通算第137回）定例会 会議録

◆日時：令和3年10月19日（火） PM7：05～8：30
◆場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室
◆出席者： 29 名

別紙のとおり

1. 「田辺圏域医療と介護の連携を進める会」定例会について

【19：05～20：30】

19：05～ 開 会

19：05～19：10 研修会案内（くろしおNET研修会）

19：10～19：40 講 義

「患者等搬送事業について」

報告：田辺市消防本部 警防課救急担当 岩本 氏

「民間患者搬送サービス ～福祉搬送サービス田辺～」

報告：福祉搬送サービス田辺 代表 内田 晴久氏

19：50～20：00 質疑応答

20：00～20：20 意見交換

20：20～20：30 発表および質疑応答

20：30 閉 会

【研修内容】

●患者等搬送事業とは

- ・高齢者社会の進展と国民の医療に対するニーズに変化に伴って誕生した、民間における在宅ケア患者等に対する搬送サービス【民間救急】
- ・「救急車を呼ぶほどではないけど、ストレッチャーや車椅子に乗ったままの状態で行きたい」などという場合に、利用者が安心・安全に利用できるようにするため、消防署が一定条件を満たした民間事業者を認定している。
- ・搬送対象者は、救急性のない患者に限定されているが、病人やけが人であり、搬送中における状態の急変も考えられることから、搬送には正しい応急手当や搬送法について講習を終了した乗務員が乗車し、応急手当を行うために必要な資機材を積み載することとされている。
- ・認定は、消防長が基準に適合するものを認定。有効期限は5年
- ・搬送事業者の条件
 - 道路運送法に定められた一定の許可が必要・ストレッチャーや車椅子が固定できる自動車・18歳以上で一定の研修を終了し、適任証を交付（有効期間は2年）された乗務員・1台につき原則として2名以上の乗務員が必要だが、医師・看護師が同乗すれば1名でもよい。
- ・患者等搬送自動車の要件があり、救急自動車と紛らわしい外観を呈さないこと（サイレン・赤色警告灯など）・搬送に適した緩衝装置があること・通信機器や必要な積載資機材があるなど
- ・搬送の依頼時、到着時、搬送途中で症状の悪化等により緊急に医療機関に搬送が必要であると判断した場合は、消防機関へ通報し、救急隊を要請することとなっている。
- ・R03/4 現在、県内で患者等搬送事業の認定を行っているのは3消防本部で5事業所。搬送件数は4,309件（うち転院搬送件数が672件）。今回 R03/9/16 に田辺市で第1号認定。田辺市の救急搬送件数が4,199件でそのうち転院搬送に298件。救急車の適正搬送にむけて、有効活用できる資源。

●事業所紹介

- ・田辺市新庄町3141-1 983 TEL:090-3766-7270 代表 内田晴久さん
- ・民間企業での介護経験を経て、他県での介護サービス事業に取り組んだが、体調を崩し、事業を解散。十分に治療休養し、完治して元気になり、高齢者や体の不自由な方の移送をもう一度やりたい！喜ばれる顔が見たい！と言う思いを抱きながら、新たな地での仕事を求め、昨年縁あって田辺市へ移住し事業をスタートさせたそうです。
- ・具体的なイメージ
 - 病気やけがで病院へ行きたいけど、介護タクシーでは不安・医療処置をしながら別の病院や施設に転院したい・病院からの一時帰宅・救急車で病院へ搬送されたが、入院せず帰宅に・労働災害や交通事故にあわれた方の転院搬送・災害時の救護車・引っ越しや転居に伴う搬送・スポーツ競技やイベントなどの行事の救護待機・旅行など病状を考えると家族だけでは不安など
- ・医療行為や急病時の対応。事業所の看護師が搬送元の医師の指示により行うことができる特定5項目の医療行為
 - 点滴の管理・酸素投与の管理・モニター監視・たんの吸引・経管栄養及び経管与薬
- ・まずは連絡をください。氏名や連絡先・希望日時や搬送先・病状などを聞き取ったうえで、病状等にあった搬送方法を提案し。配車・予約・搬送になる。

●質疑応答

- ・搬送サービスを利用した時に、院内介助も可能か？ →可能
- ・亡くなった人の搬送利用は？ →ダメ
- ・山間地域では基幹道路まで距離のある家があり、運転手と看護師だけでは搬送が難しいところもある。その辺りはどう考えているのか？
 - 確かに二人だけでは難しい。家族や関係者との協力をお願いしたい。そのためにも、さまざまな情報を事前にいただき、相談していきたいと考えている。
- ・かなり長距離になっても対応は可能か？
 - 県内発着ならば、どこでもいくつもり。ただ、時間に合わせた費用は必要。ただ、運転手は一人なので、途中で休憩をしながらの搬送になると思う。
- ・利用料はパンフレット参照（連携支援センターにもありますので、興味のある方はどうぞ）金額的には高額にはなるが、少しでも料金を少なくしていけないか検討はしている。

【意見交換】

●意見

- ・救急車の適正利用につながる。安易な要請の抑止へ
- ・パンフレットに料金表があるのが、安心感につながる。
- ・介護タクシーとの違いがわかりにくい
→医療処置をしながら搬送ができる
- ・過去に病院間の転院のケースで料金面の折り合いがつかず、民間救急を断念したケースがあった
- ・ストレッチャー搬送を家族が手伝うのは難しいかな・・・
- ・民間救急から救急隊を要請した時に、看護師は医療処置がどこまでできるのか？
→基本は応急処置のみ。医師の指示のもと、あらかじめ用意をしている点滴等の処置はできる
- ・金銭面での助成制度はないのか
- ・例えば和歌山市からの一時帰宅でも、往復の費用が必要？ →必要
- ・ターミナルや神経難病のケースで、タクシー利用できないとあきらめていたものがあったかも
- ・コロナを疑うケースの利用もある
- ・転院が多いなら、病院やクリニックとの連携や協力で、お金はどうにかならんのかな・・・

※定例会開催にあたっての感染症対策

- ・体調確認と非接触型温度計による体温測定
- ・手指消毒
- ・マスク着用
- ・定例会後の机、いすの消毒
- ・換気

【次回の定例会】

→以下の日程で実施する。

日時：令和3年11月16（火） 午後7時～

場所：田辺市民総合センター 1F 機能訓練室

内容：未定